森内哲也後援会規約

第１条（名称・所在地）
　　本会は、森内哲也後援会と称し、主たる事務所を磯城郡三宅町に置く。
第２条（目的）
　　本会は、森内哲也氏を後援することにより、町政の発展と町民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。
第３条（事業）
　　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
　　１　政策の調査・研究
　　２　講演会、座談会等の開催
　　３　会報等の発刊及び配布など各種広報活動
　　４　関係諸団体との連携
　　４　その他本会の目的達成のため必要な事業
第４条（会員）
　　本会は、第２条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
第５条（役員）
　　本会に次の役員をおく。
　　会長１名
　　副会長1名
　　幹事若干名
　　会計責任者１名
　　監事1名
第６条（役員の選出及び任期）
　　１　役員は総会において選出する。
　　２　役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。
第７条（会議）
　　１　会長は、必要に応じ総会を招集する。
　　２　会長は、必要に応じ役員会を招集する。
第８条（経費）
　　本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。
第９条（会計年度及び会計監査）
　　１　本会の会計年度は、毎年１月１日より１２月３１日までとする。
　　２　会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会で報告する。
第10条（規約の改廃）
　　本規約の改廃は、総会において決定する。
第11条（補則）
　　本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
附則
本規約は、平成 27 年２ 月１８ 日より実施する。